



事務連絡
平成30年12月19日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

妊婦加算の取扱いについて

妊婦加算については、平成30年度診療報酬改定において創設されたところですが、本日開催された中央社会保険医療協議会において、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。告示に当たっては改めてお知らせいたしますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないよう、ご対応のほどよろしく願いいたします。

記

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表第1章区分番号A000に掲げる初診料の注7（妊婦に対して初診を行った場合に限る。）、注10及び注11、区分番号A001に掲げる再診料の注5（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注15及び注16並びに区分番号A002に掲げる外来診療料の注8（妊婦に対して再診を行った場合に限る。）、注10及び注11に規定する加算については、平成31年1月1日から別に厚生労働大臣が定める日（現時点では定められていない。）までは算定できないこととする。なお、当該加算の算定については、平成30年12月31日まで、なお従前の例によること。